

令和4年12月第7回室戸市議会定例会会議録（第4号）

1. 日 時 令和4年12月14日（水）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 河本 竜 二	2番 竹 中 真智子	3番 田 渕 信 量
4番 竹 中 多津美	5番 小 椋 利 廣	6番 脇 本 健 樹
7番 久 保 八太雄	8番 濱 口 太 作	9番 山 本 賢 誓
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	12番 亀 井 賢 夫

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	谷 村 直 人
事務局次長兼班長	山 本 ゆかり
議事班 主任	村 田 茉莉
議事班 主事	中 島 健 太

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	植 田 壯一郎	副 市 長	黒 岩 道 宏
総務課長併選挙管理委員会事務局長	濱 田 亮 士	まちづくり推進課長	辻 さおり
財 政 課 長	上 松 富士樹	財産管理課長	戎 井 健
税 務 課 長	西 村 城 人	市 民 課 長	小 松 達 也
保健介護課長	正 木 亜 弥	人権啓発課長	田 渕 由 加
産業振興課長併農業委員会事務局長	山 崎 桂	建設土木課長	川 崎 州
観光ジオパーク推進課長	大 西 亨	防災対策課長	山 本 康 二
地域医療対策課長	松 下 善 徳	会計管理者兼会計課長	松 本 弥 生
福祉事務所長	森 岡 光	教 育 長	百 田 貴 昌
教育次長兼学校保育課長	武 井 知 香	生涯学習課長	西 岡 佳 久
水道局長	中 屋 秀 志	消 防 長	多 田 周 平
監査委員事務局長	江 口 祐 介		

7. 議事日程

日程第1 議案第2号 室戸市課設置条例の一部改正について

日程第2 議案第3号 室戸市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

日程第3 議案第4号 室戸市職員の定年等に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第5号 室戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

- 日程第5 議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第7号 室戸市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第8号 室戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第9号 室戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第9 議案第10号 室戸市税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第11号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第12号 室戸市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 室戸市青少年補導センター設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 室戸市消防団設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 令和4年度室戸市一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第15 議案第16号 令和4年度室戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第17号 令和4年度室戸市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第18号 令和4年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第19号 令和4年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第20号 室戸市観光拠点等整備事業室戸ドルフィンセンター施設における指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第21号 室戸市自然体験型観光交流宿泊施設における指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第22号 室戸市海洋生物飼育展示施設における指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第23号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第23 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第24 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第24まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（亀井賢夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） ただいまから大綱質疑を行います。

質疑に際しましては、ページと款、項、目を御指摘の上、御質疑願います。

なお、自己の意見の多い質疑や議題外にわたる質疑については、御注意願います。

日程第1、議案第2号室戸市課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。辻まちづくり推進課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時1分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。山本賢誓議員。

○9番（山本賢誓君） 9番山本。本案に対して質疑をさせていただきます。

課の再編ということで3つの室が新しくできるということですが、一般的に考えてみたら、今までにずっと取り組んできてやっていけたというような内容ではないかとも思いますけれども、市長も2期目を迎えて新たな体制でやりたいということは分かります。その中で、何点か聞いていきたいと思います。

まず、改正の要旨の中から2ページまでの間で、脱炭素という名前が何か所も出てきます。これは、市民課の中に環境政策室を作って、脱炭素社会の実現に向けた環境施策の推進、再生可能エネルギー事業の推進、環境美化活動の推進、これ3つを具体的にどういうふうな取組かということをお聞きしたいと思います。特に、脱炭素社会の実現を目指す。脱炭素社会というのは、温室効果ガスの実質的なゼロを目指して国あるいはグローバルな形で取り組んでいるものであって、例えばこの一地方自治体でこれを課の重要項目に入れなくてはならないような、地球温暖化の原因となるような要素が室戸市にあるのかどうか。これ、なけりゃあ国の施策に準じて取り組んでいたらいいわけで、課の主要な施策に入ってますよね。それって、室戸市に温室効果ガス排出の何らかの危険性があるようなものがあるのかどうかということをお教えしてく

ださい。

それから、基本的には総務課と財政が一緒になるということですが、瘦せても枯れても室戸市ですよ、市ですよ。財政と総務が一緒になるっていうたら、市長、村役場並やないです、村役場。こんなものが公に新聞に出たら室戸市は笑い物になるんじゃないです。そりゃあ、確かに村役場レベルといたらこういうふうな対応をしてるところもあると思いますけれども、先ほど言うたように、瘦せても枯れても市ですから。財政課と総務課っていうたら、室戸市の心臓の部分に当たる課ですよ。それを一つにするということは、到底私は容認はできないと思います。その中で、改革の主な内容として職員の定数管理と財政運営を一体的に執り行うと。職員の定数管理っていうものは、それに伴う費用っていうのは、これは室戸市の義務的経費の中で当然計上されているもので、財政運営、それとは全く別のものというか、一体的にならなくてはならないような、こういうふうなことを書かなくても、当然市の事業として予算を遂行していく中で行われるもので、職員の定数管理と財政運営を一体と、これをもうちょっと詳しく教えてもらいたいと思います。

それから、市長。まちづくり推進課に何点か移ってますけれども、市長の特命による事業を円滑に推進するため、プロジェクト推進室を設置するとあります。これは、今までも市長がプロジェクトの関係からそっといろいろやりたいてことは私たちも知ってますけれども、例えばSDGs推進課をつくりたいということで、1期目のときに、それは議会のほうで否決もされた経緯があります。そして、いつの間にかSDGs対策本部というものができてもう3年になります。しかしながら、年に1回、2回か対策会をするだけで、今年是一回もやってないがじゃないですかね。そういったアドバルーンを上げて実効性が全く伴っていないというのが、市長の今までの市政であります。このSDGs対策本部が何をしなくてはならないかということは、ふだんの市の業務の中で発展させて取り組んでいけばいいことであると思いますけれども、これ、そういった対策本部やなんかもつくって全く進展がない。ほんで、今回もこのプロジェクトっていうやつは、どういうふうなプロジェクトを構想しているのかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、もう一度言いますけれども、市民課のほうで環境政策室、脱炭素社会の実現に向けた環境施策の推進、再生可能エネルギー事業の推進、環境美化活動の推進、この3つの主要な施策ですが、これを具体的に教えてもらいたいと思います。

それから、地域医療対策課の分ですが、改革の主な内容として大学や民間企業と連携した新たな健康施策を推進するためとありますけれども、これはSAWACHI型事業が承認されたら、それに乗っかかっていたいという市長の思いがあると思いますけれども、これを、もう1月か何月かの採択になるかも分からんですが、その準備のためにということなのかどうかお伺いしたいと思います。1回目、以上で。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 山本議員の質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

質疑の内容は5点ほどいただきました。

まず、1点目については、温暖化効果の危険性が室戸にはあるのかといったような問題……。

（発言する者あり）

○市長（植田壯一郎君）（続） 温室効果、そうですね、失礼いたしました。温室効果の危険性があるのかといったところね。それと、いま一つは、総務課と財政課を一つにするといったことの御指摘で、室戸市は町村と違って市であるやないかと。お話の中には、室戸市は笑い物になるといったことの御指摘もいただきました。このことにつきましても、一連をして併せてお答えをさせていただきたいと思います。さらには、プロジェクト推進室といった物事、どのようなプロジェクトを想定しているのか、それと脱炭素などの、この3点の軸の具体的な説明も欲しいと。さらには、健康医療政策課についての取り組む方向性といった大きな5つであります。また補足説明を担当課からさせますけれども、私のほうでは一連の考え方として、ちょっと御答弁をさせていただきたいと思います。

御案内のとおりでありますけれども、近年の本市の財政状況は、ふるさと室戸応援寄附金の増収などに支えられまして一定の改善が見られているところであります。今後室戸中学校の移転や庁舎の地震対策等の大型事業も控えて、産業振興対策や移住促進対策あるいは子育て家庭への支援の充実など、雇用の創出や人口流出に歯止めをかける取組を強力に推進し、市税等の歳入の確保にこれまで以上に努めていかなければならないということを考えております。一方で、歳出の抑制、特に人件費等を含めた経常経費の見直しは避けて通れない課題でありまして、適正な職員定数の管理と健全な財政運営を強力に推進していくため、人事部門と財政部門が一体となり推進できる体制づくりを行うことが望ましいのではないかと考えた次第でございます。また、今回の機構改革において、私の公約であります子育て支援を強力に推進するため、こども子育て支援課を設置することによって、課の数が1つ増えることとなり、行政改革の観点に逆行するといった思いもありまして、それに見合う課の統合が必要ではないかとの思いから、総務・財政部門について他市の状況も調査した上で、一本化を御提案させていただいているものであります。

ちなみに、他市の状況でありますけれども、県内の高知市を除く10市のうち、総務課の中に財政部門がある市は2市あり、今回提案している内容と同様に、総務、人事、財政部門に加え、財産管理部門を所管しているところがございます。町村においては、総務課の中に財政部門があることが一般的のようでありまして、人口規模において、本市と同等またはそれ以上であるいの町、四万十町、黒潮町、佐川町においても、いずれも財政部門が総務課にある状況でございます。また、財政課という名称の課は、本市以外にも2市ありますが、所掌事務としてはいずれも財政部門以外に契約、入札事務や公有財産の管理など、財産管理部門も併せ

て所管しておりまして、本市のように財政部門だけが独立している市はないといった状況を得たところでございます。これらを総合的に判断しまして、総務課の中に財政を統合することは可能であると判断をいたしましたので、今回の議会に御提案をさせていただいたというのが一つの流れでございまして、具体的に私のほうからは、プロジェクト推進室はどのような具体的なことを想定しているのかということでもありますけれども、一つには、国が毎年のように新たな取組や政策を出されております。こうした新たな国の動きといったようなことも、できるだけ早く情報をキャッチしながら、室戸市として取り組むべき課題には推進をしていきたいという思いもありますし、このたびの選挙戦でも公約をさせていただきました海洋深層水の事業の一層の振興、さらには佐喜浜への道の駅の検討といったような、新たなプロジェクトを、その可能性だとか各担当課あるいは有識者の方々などの御意見、情報もいただきながら、それぞれの役割を果たすべき担当課と連携をして取り組んでいけるような体制に汗していただける、そんな対応を考えているところでございます。

いま一点、健康医療政策課については、議員の御意見を賜りましたように、高知大学が柱となって進めておりますSAWACHI型健康社会共創拠点事業という取組が一つの大きな方向になっておりますけれども、今後の世界一健康づくりの楽しい室戸といったテーマや、今回のSAWACHIのヘルステックな世界拠点を目指すといったような取組において、医療と健康づくり、一体として進めていくことが理想的ではないかといったことで、今回内部の協議もしながら御提案をさせていただいているものでございますので、どうぞ御審議いただきますように、また御賛同いただきますようお願いをしたいと思います。

あと、具体的なことにつきましては、担当課のほうから説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

**○議長（亀井賢夫君）** 辻まちづくり推進課長。

**○まちづくり推進課長（辻 さおり君）** 山本議員の御質疑にお答えいたします。

まず、脱炭素社会ということで、室戸市が取り組まなければならない理由といったところがありますけれども、まず脱炭素社会につきましては、おっしゃるとおり温室効果ガスによる二酸化炭素の排出をゼロにするという国の施策で立ち上げているものでございますけれども、地球温暖化対策の推進に関する法律の中で、地方公共団体の責務として、その区域の自然的、社会的条件に応じた温室効果ガスの排出量の削減のため施策を推進するものとございます。国のほうにおきましては、こういったことから地域脱炭素移行・再エネ推進交付金などについて設けられておりますことから、そういったことの審査申請を行うに当たっては、一定計画づくりというのも必要になってまいります。そういったことから、今回脱炭素先行地域選定といったことに向けた計画資料の策定業務を担当課として環境政策室を設置し、推進していくこととしております。

環境政策室の具体的な業務といたしましては、まず脱炭素社会の実現に向けた環境施策の推

進といったところでは、先ほど申し上げましたようなことを取り組んでいくと、計画策定でありますとか国への申請施策推進といったところでございます。室戸市におきましても、第2次室戸市環境基本計画でありますとか室戸市地球温暖化対策実行計画等もございますので、それらの推進も今後国・県の動向に合わせ、改定が必要になってくると考えております。

また、再生可能エネルギーの事業の促進につきましては、太陽光や風力、地熱といった地域資源の一部などの自然界に常に存在するエネルギー、こちらのほうを活用して地域の経済の活性化につなげていく必要もあるかと思っておりますので、そういう取組を実施していくということを想定しております。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 山本議員、2回目。

（発言する者あり）

○議長（亀井賢夫君） 山本賢誓議員の2回目の質疑を許可いたします。山本賢誓議員。

○9番（山本賢誓君） 2回目の質疑を行います。

市長もそういった、一体的なっていうことで答弁いただきましたけれども、その課を一増一減みたいな格好ですけれども、こども子育て支援課っていうものは、これは全体の流れとして大事なことですけれども、室戸市が少子化っていう部分で、昨年度も出生は二、三十人。それで、小学校、中学校入れても本当にもう少のうなっている中で、新たに課を設置するということが必要なのかどうか。例えばこれやったら、総務、財政は残して室か班にすればよかったのではないかという思いもあります。

それから、脱炭素のことで今まちづくり推進課長に答弁もらいましたが、脱炭素社会を目指すっていうのは国の指針で、全国の市町村にそういうふうに周知はされておるわけです。けれども、その取組っていうのは、例えば大都会東京や大阪や神戸とか福岡とかそういうところから、またこういう室戸とかという自然環境に恵まれたところでは全然取り組み方が違うわけですよ。それで、室戸で温暖化防止の取組なんてしなくても、森林率が80%、90%ある中で、森林が一番CO<sub>2</sub>の削減をしてくれてます。それと、その削減、吸収してくれてるわけですが、例えば杉、ヒノキを植えて20年、30年までは非常に高いCO<sub>2</sub>の吸収効果があるわけですが、50年、60年、70年たったやつは、そのCO<sub>2</sub>の吸収率が3分の1以下に減ってきますから。室戸でそういった温室ガスを出すような工場も、そういうところもないところでやってたら、この脱炭素社会を目指すとしたら、森林整備しか方法はないがですよ。カーボンニュートラルっていうような言葉もあります、市長も知ってると思っておりますけれども。そういった森林整備をすることが温暖化防止対策では一番ながですよ。そういったことも、まちづくり推進課長は、こういうことも私の意見も聞いて、そういう脱炭素社会の実現に取り組むっていうたらそれしかありませんから。そういうことを市長に提言してプロジェクトとしてやってくださいや。

それから、総務課、財政課は私は残してもらいたいと思っておりますけれども。答弁は要りませ

ん。

○議長（亀井賢夫君） ちょっと待って。山本賢誓議員。

ほかに質疑はございませんか。

脇本健樹議員。

○6番（脇本健樹君） 6番脇本。本議案について少し質疑をしたいと思います。

私は、総務課は庁内や職員に対しての守りの要で、企画財政課は現在ありませんが、企画や財政を行うところは攻めの部署とっております。この企画や財政部署は、市長の判断に苦言、提言をする役割を多く担ってるとの認識をしております。この点が少し薄れることが懸念されますので、室は課の下にありますので大きな判断はできないと、また権限がないと思いません。そこで、財政室にするメリットをお聞きします。そして、プロジェクト推進室。現在の主な取組目的についてお聞きします。この2点をお願いいたします。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 失礼いたしました。脇本議員の質疑にお答えをさせていただきます。

御質疑は2点であると受け止めました。

総務課と財政課を1本にすることについての質疑でございましたが、その御意見の中で、総務課は守りの要、一方企画や財政といった課は攻めといった御認識のように伺いましたけれども、私は財政、総務というのは、どちらかというとも内部向けの体制としてしっかりもっていくということではないかなということ、県内を見ても県外を見ても、その中では財政、総務が一本化されて取り組まれてるということも少なくない。この2年間余り、室戸市は財政課単独で事を運んできましたけれども、さきの山本議員にもお答えさせていただきましたように、財政単独だけで課を持つ自治体というのは、なかなか見受けられないという状況でございます。そんな背景を見たときに、この2年間本当に厳しい室戸の財政を何とかしたいという思いで、財政課をしっかり体制づくりのために単独でもってきた2年間の取組の評価を私自身は大変高くしておりますけれども、その基盤を基にして、従来の形であるような総務課と財政課1本で内部をしっかり守りながら体制を強化していくということは大事ではないかなというふうな受け止め、今回の一本化を御提案をさせていただいているという状況でございます。

プロジェクト推進室のことについての御指摘がもう一点ありました。従来、室戸市政の中では市長直接のプロジェクトチームなどの体制もあったようでございますけれども、重要なプロジェクトを、何かを取り組もうといったときには、必ずまちづくりに合わせて考えていくことが大事ではないかなという思いがありまして、今回はまちづくり推進課の中にプロジェクト推進室を位置づけをして、その新たな事業、特化したような国の方針だとか室戸市の重要な事業なんかを推進していくときには、室戸市のまちづくりの一環の中にどうあるべきかといった視点も持って推進していくことが大事ではないかという思いを重ねたところ、今回のまちづくり



推進課にプロジェクト推進室を置くのが理想的ではないかという考えの下に御提案をさせていただいているところでございますので、御理解賜りますようによろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 脇本健樹議員の2回目の質疑を許可いたします。脇本健樹議員。

○6番（脇本健樹君） 6番脇本。2回目の質疑を行いたいと思います。

前段の議員に、深層水の目的というか、目標を持った答弁がありましたが、このプロジェクト推進室で、その深層水の……。

○議長（亀井賢夫君） 脇本議員。1回目と違う質疑になっております。

○6番（脇本健樹君）（続） いや、深層水で扱うかどうか。深層水の、今、先ほど前段で私の答弁にはなかったもので、そういうことが、この課で行われるのか、大まかな目的を聞いてましたので、ちょっと答弁漏れというか、お聞きしたいので、お願いいたします。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 脇本議員の2回目の質疑にお答えさせていただきます。

プロジェクト推進室の物事の運びとして、具体的に前段の議員に海洋深層水だとか道の駅だとかといったことをお答えさせていただいた中で、海洋深層水関連の事業をこのプロジェクト推進室でやるのかといった御質疑に受け取りました。前段の山本議員にもお答えさせていただきましたように、それぞれの新たなプロジェクトチームを、どこな課がどういうふうな形でもって取り組むことが効率的になるのかといった、その手前の御判断だとか方向性を、そのプロジェクト推進の中でまちづくりとして考えながら、このプロジェクトは産業振興課のほうで、あるいはこの事業はこども子育て支援課のほうでといったような、さび分けもするような御判断の立ち位置になろうかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第2、議案第3号室戸市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第3、議案第4号室戸市職員の定年等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

健康管理のため11時15分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第4、議案第5号室戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第5、議案第6号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第6、議案第7号室戸市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第7、議案第8号室戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第8、議案第9号室戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。山崎産業振興課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第9、議案第10号室戸市税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。西村税務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午前11時49分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第10、議案第11号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。西村税務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午前11時53分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 日程第11、議案第12号室戸市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。小松市民課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午前11時55分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第12、議案第13号室戸市青少年補導センター設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。西岡生涯学習課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後0時0分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

昼食のため13時まで休憩いたします。

午後0時1分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第13、議案第14号室戸市消防団設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。多田消防長。

説明の間、休憩いたします。

午後1時0分 休憩

午後1時4分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第14、議案第15号令和4年度室戸市一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。上松財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午後1時5分 休憩

午後2時4分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

健康管理のため2時20分まで休憩いたします。

午後2時4分 休憩

午後2時19分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで事務局に諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） 諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、山本賢誓議員から所用のため早退するとの届出がありました。現在11名の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第15、議案第16号令和4年度室戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。小松市民課長。

説明の間、休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時26分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第16、議案第17号令和4年度室戸市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。正木保健介護課長。

説明の間、休憩いたします。

午後2時27分 休憩

午後2時29分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第17、議案第18号令和4年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。山崎産業振興課長。

説明の間、休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時31分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第18、議案第19号令和4年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。小松市民課長。

説明の間、休憩いたします。

午後2時32分 休憩

午後2時34分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第19、議案第20号室戸市観光拠点等整備事業室戸ドルフィンセンター施設における指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。大西観光ジオパーク推進課長。

説明の間、休憩いたします。

午後2時35分 休憩

午後2時39分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。



本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第20、議案第21号室戸市自然体験型観光交流宿泊施設における指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。大西観光ジオパーク推進課長。

説明の間、休憩いたします。

午後2時39分 休憩

午後2時43分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第21、議案第22号室戸市海洋生物飼育展示施設における指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。大西観光ジオパーク推進課長。

説明の間、休憩いたします。

午後2時44分 休憩

午後2時48分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第22、議案第23号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午後 2 時 49 分 休憩

午後 2 時 50 分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 23 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 23 号につきましては委員会付託を省略することと決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第 23、諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。田淵人権啓発課長。

説明の間、休憩いたします。

午後 2 時 52 分 休憩

午後 2 時 53 分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第 1 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号につきましては委員会付託を省略することと決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第 24、諮問第 2 号人権擁護委員の推薦につき意見を求める

ことについてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。田淵人権啓発課長。

説明の間、休憩いたします。

午後 2 時 55 分 休憩

午後 2 時 56 分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第 2 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第 2 号につきましては委員会付託を省略することと決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

以上で全議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま質疑を終結いたしました議案第 2 号から議案第 22 号まで、以上 21 件につきましては、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

委員会審査及び事務整理のため、12 月 15 日から 12 月 22 日まで 8 日間休会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、12 月 15 日から 12 月 22 日まで 8 日間休会することと決しました。

12 月 15 日から 12 月 22 日まで 8 日間休会いたします。

12 月 23 日は午前 10 時から会議を開きますので、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後 2 時 59 分 散会